

第2回定例会

6月21日に第2回定例会が行われました。
補正予算・条例の改正等の審議を行いました。

平成30年度補正予算

会 計 名		今 回 補 正 額	補 正 後 の 予 算 額
一 般 会 計 (第 2 号)		8963万5千円	91億6419万6千円
特 別 会 計	国民健康保険事業 (第1号)	2万2千円	13億5904万3千円
	介護保険事業 (第1号)	227万1千円	10億2288万2千円
	介護サービス事業 (第1号)	17万4千円	6162万8千円
	簡易水道事業 (第1号)	514万1千円	3億7358万6千円
	営農用水道等事業 (第1号)	275万円	1890万3千円
	公共下水道事業 (第1号)	366万8千円	5億3714万1千円

補正の主な内容

◎一般会計補正予算(第2号)

農業チャレンジ等支援事業補助金や日本海漁業振興対策事業補助金の追加などについてです。

◎国民健康保険事業特別会計

補正予算(第1号)

人事異動に伴う給与費の精査についてです。

◎介護保険事業特別会計補正

予算(第1号)

人事異動に伴う給与費の精査、平成27年度及び28年度の介護保険料におきまして、還付未処理となっていた還付金を対象者に返還するものについてです。

◎介護サービス事業特別会計

補正予算(第1号)

人事異動に伴う給与費の精査についてです。

◎簡易水道事業特別会計補正

予算(第1号)

人事異動に伴う給与費の精査

査、経年劣化に伴い新成配水池水位調整弁改修工事費に係る経費です。

◎営農用水道等事業特別会計

補正予算(第1号)

瀬棚営農用水道減圧弁などの修理に要する修繕料に係る経費です。

◎公共下水道事業特別会計補

正予算(第1号)

人事異動に伴う給与費の精査についてです。

報 告

◎株式会社北檜山観光振興公

社の経営状況について

地方自治法243条の3第2項の規定に基づき、平成29年度の経営状況について報告を受けました。

条 例

◎生涯学習センター条例につ

いて

町民の生涯にわたる学習機会の提供と学習活動を支援し、

豊かな生涯学習社会の実現に寄与することを目的とするため本条例を制定しました。

◎表彰条例の一部を改正する

条例について

被表彰者の調査に係る基準日を変更して事務の効率化を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎町長等の給与等に関する条

例の一部を改正する条例について

平成30年度当初予算が暫定予算となったこと、2件の不祥事などもあったことから町長の給料月額を減額して支給するため本条例の一部を改正しました。

◎職員の特殊勤務手当に関す

る条例の一部を改正する条例について

人事院規則の改正によりまして、看護師等に係る夜間看護手当の支給額が改正されましたので本条例の一部を改正しました。

◎税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要な規定の整備を行うため本条例の一部を改正しました。

◎放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行によりまして、放課後児童支援員の資格要件の拡大が図られましたことから、本条例の一部を改正しました。

その他

◎物品購入契約の締結

物品名
行政情報ネットワーク用パソコン

契約の相手方

札幌市中央区大通西14丁目7番地

東日本電信電話(株)

北海道事業部長 高橋庸人

・契約金額

3024万円

・物品名

ICT教育用備品

・契約の相手方

久遠郡せたな町北檜山区北檜山202番地
有限会社 北清石油

代表取締役 前側 進

・契約金額

2135万1600円

同意

◎農業委員会委員の同意について

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めました。

・北檜山区若松

・小島 敏人 さん (57歳)

・北檜山区若松

・酒井 誠一 さん (71歳)

・北檜山区東丹羽

・多田 里佐 さん (42歳)

・北檜山区西丹羽

・玉木 久志 さん (62歳)

・北檜山区徳島

・原田 喜博 さん (62歳)

・北檜山区愛知

・日置 和彦 さん (60歳)

・瀬棚区南川

・松崎 豊 さん (55歳)

・北檜山区豊岡

・水野 幸雄 さん (68歳)

・北檜山区兜野

・本井 治 さん (64歳)

・北檜山区愛知

・森 正勝 さん (51歳)

・瀬棚区西大里

・弥左 輝彦 さん (52歳)

・北檜山区栄

・横道 重人 さん (65歳)

意見書

◎北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書

1. 将来にわたって北海道の優良な種子が安定的に生産及び供給が図られ、生産者が安心して営農に取り組み、良品質な道産農作物が消費者に提供できるように、北海道主要農作物の種子に関する道条例を早期に制定すること。

2. 対象農作物については、稲、麦、大豆といった北海道農業に欠かせない農作物を位置付けるとともに、条例の円滑な推進に必要な財政措置と万全な体制を構築すること。

3. 食糧主権の確保と持続可能な農業を維持する観点から、優れた道産種子の遺伝資源が国外に流出することのないよう知的財産の保護を条例に盛り込むこと。

提出議員 真柄 克紀

賛成議員 石原 広務

” 細川 伸男

” 神田 和浩

” 熊野 主税

※北海道知事宛に提出しました。

請願

◎せたな町福祉バス導入に関する請願について

付託された総務厚生常任委員会から本会議の日程から取り下げる旨の報告があり、継続審査となりました。

◎せたな消防署瀬棚分遣所のあり方に関する請願について

付託された総務厚生常任委員会から趣旨採択すべきものと報告があり、本会議では委員長報告どおり趣旨採択で決しました。